

**国の生活支援・景気対策としての
定額給付金・子育て応援特別手当の
手続きが始まります。**



**妊婦健康診査の公費負担が、
5回から14回へ拡充されます。**
(平成23年3月31日まで)

問い合わせ
市保健相談センター(健康推進課) ☎875-2100

平成21年4月1日から、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的に、妊婦健康診査の公費負担が14回へ拡充されます。妊婦さんの健康のため、これから生まれてくる赤ちゃんのために、妊婦健康診査を受けましょう。

【妊婦健康診査回数目安】

妊婦さんが出産までに妊婦健康診査を受診する回数は、少なくとも次のとおり14回程度が望ましいとされています。

妊 娠 週 数	健診回数
妊娠初期から妊娠23週(第6月末)まで	4週間に1回
妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)まで	2週間に1回
妊娠36週(第10月)以降分娩まで	1週間に1回

【受診票交付方法】

3月31日までに母子健康手帳を交付されている場合

- ◆平成20年8月から平成21年1月までに交付された方
↓
週数に応じた受診票を郵送します。
- ◆平成21年2月から3月31日までに交付された方
↓
市保健相談センター窓口にて受診票を発行します。
持参するもの 母子健康手帳
※郵送を希望される方へは、郵送も可能ですのでご連絡ください。

4月1日以降まだ母子健康手帳を交付されていない場合

- ◆市保健相談センター窓口で、親子健康手帳(母子健康手帳)交付手続きをしてください。受診票を発行します。

母子健康手帳が親子健康手帳へ!!
平成21年4月1日から母子健康手帳の名称が親子健康手帳に変わります。活用対象年齢も20歳までになります。

【対象者】

市内に住所を有する妊婦

【対象期間】

平成21年4月1日から
平成23年3月31日まで

注意事項

- 妊婦健康診査受診票は、受診票についている“注意事項”をよく読まれてご利用ください。
- 妊婦健康診査受診票に書かれている健診内容以外については、自己負担となります。
- 平成21年3月31日以前にお渡しした受診票(5回分)は、平成21年4月1日からご利用できません。追加分の受診票と一緒に新しい受診票(B6サイズ)も週数に応じてお渡ししますので、新しい受診票をご利用ください。
- 県外に里帰り出産予定の方は、県外での病院が決まり次第ご連絡ください。
- 浦添市から転出された妊婦さんは、転出先の市町村へお問い合わせください。
浦添市に転入してきた妊婦さんは、週数に応じた妊婦健康診査受診票をお渡ししますので、ご連絡ください。

定額給付金

Q1 どんな目的?

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的としています。

Q2 対象者は?

基準日の平成21年2月1日に
1)浦添市に住民登録がある方
(住民基本台帳に記録されている方)
2)浦添市に外国人登録がある方
(外国人登録原票に登録されている方)
※ただし、不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外

Q3 給付金額はいくら?

給付対象者1人につき12,000円
(ただし、基準日において65歳以上の方及び18歳以下の方については20,000円)

Q4 申請する方・受給される方は?

- 給付対象者の属する世帯の世帯主
(外国人については、各給付対象者)
- 世帯主が代表して世帯全員の分を申請
(外国人の場合は各個人が申請)

Q5 手続きの方法は?

- ①申請書が郵送される
市役所から簡易書留で郵送します。
(4月上旬に発送する予定です。)
- ②申請書に記入・提出する
【郵送の場合】
郵送された申請書に必要な事項を記入し、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)、振込口座確認書類(通帳など)の写しをあわせて返信用封筒に入れ、市役所に郵送します。
【窓口での申請の場合】
郵送された申請書に必要な事項を記入し、市役所の窓口へ直接提出してください。その際に、顔写真付きの本人確認書類を提示してください。
※ただし、窓口は大変混雑することが予想されます。予めご了承ください。
- ③給付
申請後から約2週間後に、指定された口座に市役所から振り込まれます。
※詳しい手続き方法については、申請書類と一緒にお送りする説明資料をご覧ください。

問い合わせ 定額給付金交付室 ☎876-5501(直通) ☎876-1234(内線5923~5926)

子育て応援特別手当

Q1 どんな目的?

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から平成20年度限りの措置として、対象となる世帯に、対象となる子ども1人当たり3万6千円を支給します。

Q2 対象となる子どもは?

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子ども)であって、第2子以降(第1子は18歳以下)の子どもが対象となります。
※平成21年2月1日を基準日とし、浦添市に住所等を有する子どもになります。
※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

Q3 手続きの方法は?

- ①申請書が郵送される
通知がない場合でも、該当すると思われる世帯がありましたら、窓口までお問い合わせください。
- ②申請書に記入・提出する
【郵送の場合】
免許証・健康保険証など本人(世帯主)を確認する書類及び口座を確認するための通帳などのコピーを同封して返送する。
【窓口申請の場合】
郵送と同様、確認書類を添えて、窓口へ提出する。
- ③給付
指定された口座へ振り込みとなります。
※平成21年4月上旬から受付を予定しています。
※対象であっても申請しなければ受給することができませんので忘れずに申請をしてください。

問い合わせ 児童家庭課 児童係 ☎876-1234(内線3617,3618)